

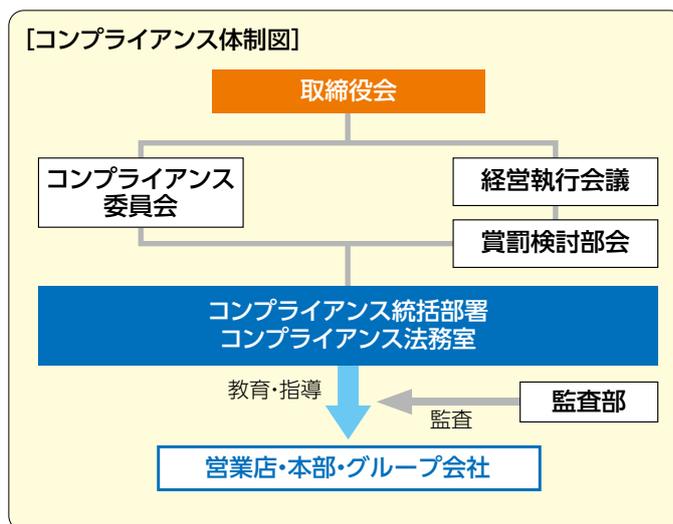
コンプライアンス(法令等遵守)態勢

基本方針

銀行は、高い公共性と社会性を有し、国民経済の健全な発展に貢献するという重大な社会的使命を担っています。当行では、株主さま・お客さま・地域社会の皆さまから信頼していただけるよう、役職員一人ひとりが各種法令や諸規則に則って業務を遂行していくと同時に、高い倫理観に支えられた行動をとること、すなわちコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでおります。

コンプライアンス態勢

当行におけるコンプライアンスは、コンプライアンス法務室が統括しており、コンプライアンス関係諸事項の一元的な管理を行っております。また、各部室店においてコンプライアンスを実践・浸透させるためコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスチェックリストによるコンプライアンス状況のチェックやコンプライアンスの勉強会を実施するなど、コンプライアンスの浸透につとめております。更に、コンプライアンスの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会、賞罰検討部会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。



コンプライアンスに関する諸施策

当行では、コンプライアンスの徹底を図るための具体的な手引書としてコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、コンプライアンスを実効性あるものとするための具体的な実施計画書としてコンプライアンスプログラムを策定しております。また、当行の企業倫理と役職員の行動基準を柱とする百十四銀行倫理規定を策定しております。一方、教育・研修面では、職能別研修にコンプライアンスの講義を取り入れております。取締役・監査役も全国地方銀行協会のコンプライアンス役員セミナーを受講するなど全行を挙げてコンプライアンス意識の高揚につとめております。更に、コンプライアンスに係る営業店の臨店指導及びコンプライアンス担当者研修を実施し、コンプライアンスの全行的な浸透につとめております。

内部通報制度について

当行では、内部通報窓口(‘ほっと’ダイヤル)を設置し、通報者を保護するとともに、自浄作用(不正行為の早期発見と是正)によって、コンプライアンス態勢を強化しております。

優越的地位の濫用防止について

取引等の適切性確保への取り組み(優越的地位の濫用防止)につきましては、公正取引委員会が整理・公表している“不公正な取引として問題となる行為類型等の内容”を規定した「独占禁止法遵守に関する手引」を制定のうえ、行内研修などを通じて役職員等へ周知徹底し、不公正な取引が発生しないようにつとめております。

個人情報の保護について

情報化社会が日々発展しているなかで、当行は個人情報の安全管理を徹底するため、規定・要領等の制定、行内体制の整備などの対応を行うとともに、行内研修などを通じて役職員等への教育等を徹底し、お客さまの個人情報の適切な取扱いにつとめております。

なお、当行では、個人情報を適正に取扱い、保護することが事業活動の基本であると考え、当行の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言をプライバシーポリシーとして制定し、ホームページ、ポスター、パンフレットにより公表しております。

特定個人情報の取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき導入された個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の取扱いについて、当行では安全管理を徹底するため、規定・要領等の制定、行内体制の整備などの対応を行うとともに、行内研修などを通じて役職員等への教育等を徹底し、お客さまの特定個人情報の適切な取扱いにつとめております。

なお、当行では、特定個人情報を適正に取扱い、保護することが事業活動の基本であると考え、当行の特定個人情報に関する考え方や方針を「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」として制定し、ホームページにより公表しております。

利益相反管理態勢について

当行では、当行または当行のグループ会社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理態勢を構築しております。

具体的には、適正な利益相反管理のため、利益相反管理統括責任者及び利益相反管理統括部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定を行うとともに、利益相反のおそれのある取引の管理を一元的に行っております。

また、利益相反管理態勢の具体的内容を規定した「利益相反管理方針」等を制定のうえ、研修・教育を通じて、行内及び当行のグループ会社に周知徹底するなど、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な態勢整備を図っております。

なお、「利益相反管理方針」の概要を、ホームページ、ポスターにより公表しております。

インサイダー取引管理態勢について

会社の経営・財務など投資判断に影響を及ぼすような①未公表の重要事実を知っている人が、②重要事実が公表される前に、③その会社の発行する株式等の取引を行うことは、インサイダー取引として規制されています。

当行では、インサイダー取引を未然に防止し、企業の社会的責任を果たすことを目的に「インサイダー取引管理規定」を制定しております。当行の役職員等が知った未公表の重要情報の管理及び役職員等の服務について必要な基本的事項を定め、行内研修などを通じて役職員等への教育等を徹底し、インサイダー取引の未然防止につとめております。

反社会的勢力の排除について

当行及び当行のグループ会社は、反社会的勢力による被害を防止するとともに当行グループに対する公共の信頼を維持するため、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、取引関係を含めて一切の関係をもたない等、組織的な反社会的勢力排除の取り組みを進めております。

具体的には、「反社会的勢力による被害を防止するための規定」等を制定し、対応方針に関する周知を進めるとともに、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携してグループ全体を挙げて反社会的勢力との関係遮断を図っております。

マネー・ローンダリング等防止態勢について

マネー・ローンダリングとは、「犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為」を指し、テロ資金供与とは、「テロリストに対して、テロ活動資金を提供する行為」を指します。

マネー・ローンダリング等の手口や犯罪情勢は絶えず変化しており、近年では精巧に複合化してきています。その防止には、国際的な協力が強く要請されているため、当行が犯罪資金の経路として利用されることのないようマネー・ローンダリング等防止への決意を表明するものとして、マネー・ローンダリング等防止ポリシーを制定し、ホームページにて公表しております。

マネー・ローンダリング等防止ポリシー

平成26年2月
株式会社 百十四銀行

株式会社百十四銀行(以下、当行といいます)は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、マネー・ローンダリング等といいます)防止対策の重要性を強く認識し、国際社会の厳しい要請に応えるためマネー・ローンダリング等防止に係る以下のような内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

マネー・ローンダリングとは、「犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為」を指し、テロ資金供与とは、「テロリストに対して、テロ活動資金を提供する行為」を指します。

マネー・ローンダリング等の手口や犯罪情勢は絶えず変化しており、近年では精巧に複合化してきています。その防止には、国際的な協力が強く要請されているため、当行が犯罪資金の経路として利用されることのないようマネー・ローンダリング等防止への決意を改めて表明し、ここに明文化いたします。

運営方針

- 当行は、マネー・ローンダリング等防止に関して、行内の役割を明確にし、適切な措置を適時に実施できる態勢を構築します。

取引時確認

- 当行は、取引時確認について、適切な措置を適時に実施できるよう、行内態勢を整備します。
- 当行は、取引時確認について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

資産凍結等の措置に係る確認

- 当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、適切な措置を適時に実施できるよう、行内態勢を整備します。
- 当行は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置に係る確認について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

疑わしい取引の届出

- 当行は、疑わしい取引について、適切な措置を適時に実施できるよう、行内態勢を整備します。
- 当行は、疑わしい取引について、法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。
- 当行は、疑わしい取引について、速やかに適切な措置を行います。
- 当行は、疑わしい取引について、役職員に指導・研修を行い、マネー・ローンダリング等防止について周知徹底を図ります。

遵守状況の検証

- 当行は、マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて、継続的に態勢改善に努めます。

以上